

ときは、その内容を国税庁長官及び関係の地方公共団体の長に通知するものとする。

管する機関に所属する当該職員が国税又は地方税に関する調査の際に知つた第十一一条第一項の規定に該当する販売に関する事項を主務大臣に

（生産に関する指示等）通知するものとする。

第十四条 物価が高騰し又は高騰するおそれがあ

る場合において、生活関連物資等の供給が不足することには、国民生活の安定又は国民经济の

円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、別に法律の定めがあるべき場合

を除き、政令で、当該生活関連物資等を生産を促進すべき物資として指定することができる。

第三条第二項の規定は、前項の規定による指

第十五條 前条第一項の規定により指定せし人物に準用する。

第十五条 前条第一項の規定により指定された物資の生産の事業を行う者（主務省令で定める要

件に該当する者を除く。以下「生産業者」とい
うは、主として第三の三つ二つ、すな

う)は、主務省令で定めるとこらにより、
該物資の生産に関する計画(以下「生産計画」)

（）を作成し、主務大臣に届け出なけれ
といふ。）

はならない。これを変更したときも、同様とす

2 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対

処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対する、そ

項の規定による届出をした生産業者は、交付する届出に係る生産計画を変更すべきことを指示

することができる。

第一項の規定による届出をした生産業者（前項の規定による指示があつた場合において、そ

の指示に従つて生産計画の変更をしなかつた者

を除く)は、その届出に係る生産計画(第一項後段の規定による変更の届出があつたとき

は、その変更後のもの。以下同じ。)に沿つて

前条第一項の規定により指定された物資の生産を行つなければならぬ。

4 を行ながれればかりがい
主務大臣は、第二項の規定による指示を受け

た者がその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する三種業者が三種業目な、その届出

は規定する生産業者が正当な理由なくその届出に係る生産計画に沿つて前条第一項の規定によ

り指定された物資の生産を行わなかつたと認め

(輸入に関する指示等) るときは、その旨を公表することができる。

第十六条 物価が高騰し又は高騰するおそれがあ

る場合において、生活関連物資等の供給が不足

することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、かつ、当該生活関連物資等の輸入の促進によりこれに対処する必要があると認められるときは、政令で、当該生活関連物資等を輸入を促進すべき物資として指定することができる。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による指定に準用する。

第十七条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の輸入の事業を行う者で当該物資の輸入事情を考慮して当該物資の輸入をすることができると認められるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、当該物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十八条 主務大臣は、前条に規定する措置をもつてしては第十六条第一項に規定する事態を克服することができ困難であると認めるときは、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち政令で定めるものに対し、輸入をすべき期限及び数量を定めて、同項の規定により指定された物資の輸入をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた法人は、当該特別の法律の規定にかかるらず、その指示を受けていたところに従つて当該物資の輸入に関する業務を行うことができる。

第十九条 主務大臣は、第十七条第一項又は前条第一項の規定による指示をしようとするときには、国際的取引秩序を乱すことのないよう配意しなければならない。
(保管に関する指示等)

第二十条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等のうちあらかじめその出荷を調整しなければ供給が不足する場合に対処することが困難なものにつきその供給が不足することにより国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を供給の安定を図るべき物資として指定することができる。

第二十一条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定により指定された物資の生産、輸入又は販売の事業を行なう者に対し、保管をすべき期間及び数量を定めて、当該物資の保管をすべきことを指示することができる。

第二十二条 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
(壳渡し、輸送又は保管に関する指示等)

第二十三条 主務大臣は、特定の地域において生活関連物資等の供給が不足することにより当該地域の住民の生活の安定又は地域経済の円滑な運営が著しく阻害され又は阻害されるおそれがあり、当該地域における当該生活関連物資等の供給を緊急に増加する必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、壳渡しをすべき期限及び数量、壳渡し先並びに壳渡価格を定めて、当該生活関連物資等の壳渡しをすべきことを指示することができる。

第二十四条 主務大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該生活関連物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該生活関連物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

第二十五条 主務大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき期間及び数量並びに保管条件を定めて、当該生活関連物資等の保管をすべきことを指示することができる。

第二十六条 主務大臣は、前三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
(設備投資に関する指示等)

第二十七条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営を確保するため設備投資に閑する需要の抑制を図る必要があると認められるときは、政令で、設備投資を抑制すべき期間として六月を下らない期間を指定することができます。

百二号の第二条第一号に規定する建築物をいい、公益上又は国民生活上必要な建築物であつて政令で定めるもの及び次条第一項の規定により届出をすべき設備投資計画に係る建築物を除く。以下同じ。)であつて、政令で定める規模以上のものの建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、工事計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該建築物の建築が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参酌して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、その建築をしようとするとする者に対し、工事計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該建築物の規模の縮小を指示することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由なく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十五条 第二十三条の規定により指定された期間のうち主務省令で定める期間内に、次の各号に該当する設備の設置をしようとすると事業者(その事業の用に供する設備に対する投資を抑制することが必要であるものとして政令で定める事業を行ふ者をいい、主務省令で定める要件に該当する者を除く。以下同じ。)は、主務省令で定めるところにより、設備投資計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

一 直接その事業の用に供する機械、装置その他の設備の設置であること。

二 当該主務省令で定める期間ごとの設備の設置に要する投資総額が政令で定める金額を超えるものであること。

三 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該設備の設置が国民生活上又は国民経済上の緊急性その他の事情を参照して政令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、設備投資計画の全部若しくは一部の実施の延期又は当該投資総額の減少を指示することができる。

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が、正当な理由なく、その旨を公表することができる。(割当て又は配給等)

